

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年11月19日 水戸地方法務局不動産登記部門 登記官 中山要次郎  
記

意見又は資料の提出先

〒310-0061

水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎

水戸地方法務局不動産登記部門（表題部所有者不明土地解消作業係）

TEL 029-227-9928

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )
0500-2020-0001	ひたちなか市大字中根字久保前 2 6 3 7	原野	9 2
0500-2020-0002	ひたちなか市大字中根字観音堂 3 2 8 1 - 1	原野	4 6